



令和 5 年 11 月 6 日

各 位

上場会社名 株式会社 高田工業所
代 表 者 代表取締役社長 高田 寿一郎
(コード番号 1966 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 総務部長 高原 哲也
(TEL. 093-632-2631)

優先株式の処理に関する基本合意のお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、株式会社福岡銀行（以下、「福岡銀行」といいます。）が保有する当社優先株式の処理に関して、株主総会において承認いただくことを前提に、下記のとおり同行との間で基本合意に至りましたので、お知らせいたします。

記

1. 優先株式処理の目的

当社は、平成 15 年に、当社債務超過の解消のための金融支援として、福岡銀行より当社に対する貸付金 50 億円の現物出資を受けて優先株式として A 種株式 625 万株を発行いたしました。平成 21 年には、普通株式の希薄化リスクを抑制することを目的として、A 種株式 625 万株を B 種株式 500 万株・C 種株式 125 万株に転換のうえ、C 種株式 125 万株については自己株式として取得し、B 種株式 500 万株については内容を変更することにより、適切な処理を可能とするための定款変更を行いました。

その後、現在に至るまで、当社は福岡銀行との協議のもと、優先株式の処理を進めてまいりました結果、残りの優先株式は B 種株式 150 万株にまで減少しております（後記 4 ご参照）。

このような中、当社は福岡銀行との間で、本日、優先株式の処理に関する基本合意書を締結いたしました。本基本合意書の目的は、当社の株主総会で、自己株式取得のための法令上必要とされる決議が承認可決されることを条件として、令和 6 年 3 月 31 日までに、残りの優先株式 B 種株式 150 万株全てを自己株式として、当社が取得することにより、普通株式の希薄化リスクを抑制するものであります。

なお、上記の目的を進めていくにあたり、臨時株主総会の開催が必要となります。つきましては、令和 5 年 11 月 30 日を基準日とする当社臨時株主総会を令和 6 年 1 月 26 日に開催する予定であります。詳細につきましては、本日付「臨時株主総会の招集及び招集のための基準日設定に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 基本合意の内容

・B種株式の取得

当社は福岡銀行が保有する当社B種株式の全株式（150万株）を同行から取得いたします。
 なお、取得したB種株式は取得後消却する予定であります。

【取得する株式の種類、株式数、1株当たりの取得価額、取得価額の総額】

株式の種類	株式数	1株当たりの取得価額	取得価額の総額
B種株式	1,500,000株	1,000円	1,500,000,000円

3. 基本合意に基づく処理に関する今後の日程

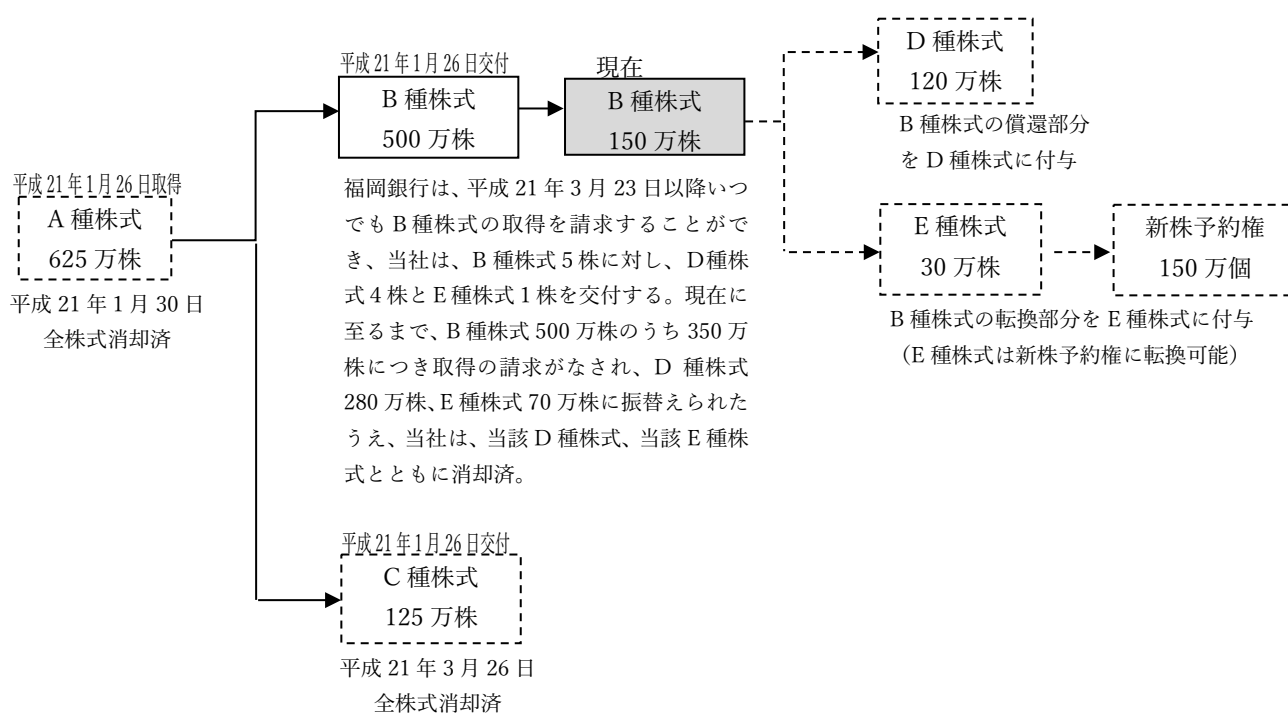
- (1) 株主確定基準日 令和5年11月30日（予定）
- (2) 臨時株主総会決議日 令和6年1月26日（予定）
- (3) B種株式取得日 令和6年2月上旬（予定）
- (4) B種株式消却日 令和6年2月上旬（予定）

4. ご参考

これまでの優先株式の処理の状況の概要は、次のとおりであります。

なお、優先株式の制度設計（新株予約権を含む）の詳細につきましては当社定款をご参照ください。

https://www.takada.co.jp/wp-content/themes/takada-wp/assets/pdf/privacy_teikan.pdf



以上